

関係法令

◆学校教育法施行令

第5条（略）

2.市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（中略）が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項（第6条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

第9条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2.市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

◆学校教育法施行規則

第32条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手続に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

2.市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第8条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。

第33条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第8条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

1～3 省略

4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること

以下省略

◆地方自治法

(委員会等の事務の委任・補助執行・委託等)

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

◆大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則

第3条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを区長に委任する。

(1) (2) 省略

(3) 小学校児童及び中学校生徒の就学に関すること

(4) 別に定める方針に基づく小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関すること

以下省略

用語解説

1 就学校の指定

市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされている。（学校教育法施行令第5条。同令第6条において準用）

2 通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。

この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。

3 学校選択制

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。（学校教育法施行規則第32条第1項）この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に以下のようなタイプがある。

自由選択制	当該市町村内のすべての学校について選択を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

4 就学校の変更

市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。（学校教育法施行令第8条）

市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなっている。（学校教育法施行規則第32条第2項）

また、市町村教育委員会は、就学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、公表することとなっている。（学校教育法施行規則第33条）

なお、学校教育法施行令第8条の規定に基づき就学校の変更が認められてよい事由として、文部科学省としては、累次の通知において「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を示してきている。（参考資料⑦、⑧参照）

具体的にどのような事由について就学校の指定の変更が認められるかは、地域や学校の実情等に応じて、最終的には各市町村教育委員会が判断するものであるが、以下のような事由を具体的に定めて運用している教育委員会も見られるところであり、平成20年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知（参考資料⑧）において、「各市町村教育委員会が、就学校の変更に係る要件を定めるに当たっては、これらの例も参考にされたいこと。」としている。

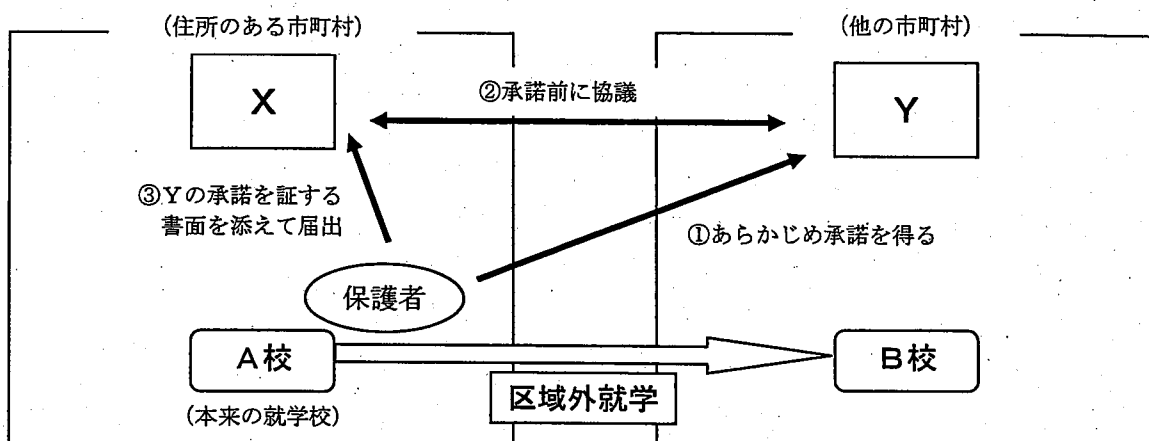
＜市町村において具体的に変更が認められ得る事由として定めている例＞

いじめ等への対応	例1 いじめ等学校生活の状況から指定校への就学が困難と認められる場合 例2 学校の十分な指導にもかかわらず、いじめ等により児童・生徒の心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている場合
通学の利便性などの地理的な理由	例1 指定された学校よりも隣接校の方が、通学距離が短い場合（通学距離は通学路を基準に計測する。） 例2 自宅から指定された学校までの徒歩で安全に通学できる経路の最短距離が、小学校では〇km以上、中学校では〇km以上あって、指定された学校より近い学校がある場合
部活動等学校独自の活動	例1 希望する部活動が指定された学校にないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由がある場合 例2 転居により校区が変更になるが、運動会、修学旅行等の学校行事終了後の転校を希望する場合

5 区域外就学

一定の手続を経て、関係市町村教育委員会間の協議が整えば、他の市町村等の学校にも就学することができる。（学校教育法施行令第9条）

〈例〉 下図において、X市町村に住所のある児童生徒が、他の市町村であるY市町村のB校に「区域外就学」を希望する場合には、保護者はY市町村教育委員会の承諾をあらかじめ得た上で、地元のX市町村教育委員会に届け出る必要がある。その際、Y市町村教育委員会は、承諾する前に、X市町村教育委員会と協議しなければならない。

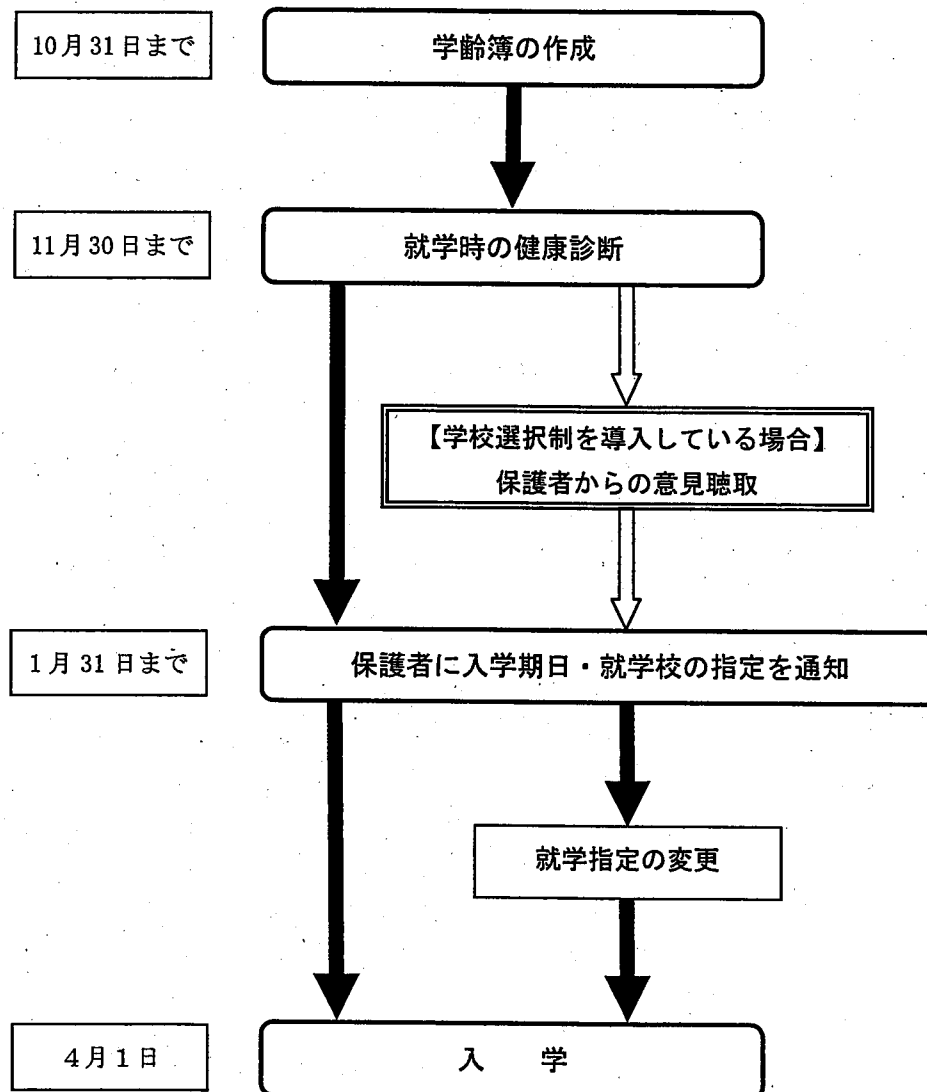


6 就学指導委員会

市町村教育委員会は、障害のある子どものうち認定就学者（学校教育法施行令第5条第1項第2号）として小学校に就学させるべき者又は特別支援学校小学部に就学させるべき者について入学期日等の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くことが義務付けられている。（学校教育法施行令第18条の2）

市町村教育委員会においては、障害のある子どもの就学する学校を判断するにあたり、障害の種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行うため、適切な就学指導のための調査・審議機関（「就学指導委員会」等）を設置することが重要である。

(参考) 就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続



(平成23年4月1日より適用)

大阪市立小学校及び中学校における指定外・区域外就学の許可基準

大阪市立の小学校並びに中学校における、学校教育法施行令第8条に基づく学校指定の変更（以下「指定外就学」という。）及び第9条に基づく区域外就学の許可基準は以下のとおりとする。

ただし、下記のいずれの場合も教育上真にやむを得ず、希望する学校への登校及び下校の安全に支障がないと認められる場合に限る。また、許可については当該児童生徒についてのみ認めるものとする。

1 区役所受付分

(1) 許可基準

許可事項	許可期限	必要書類等
① 一定期間以内に住宅の新築や購入により転居することが確実な場合で、あらかじめ転居先の学校への就学を希望するとき	入学日（4月1日）から当該学年末までに転居する場合	・指定外・区域外就学願書 ・不動産売買契約書、 工事請負契約書等入居時期や入居が確認できる書類
② 住宅建て替え等に伴う一時的な転居で、従前の居住地に戻ってくることが確実な場合で、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	一時転居期間中	・指定外・区域外就学願書 ・工事請負契約書等、工事完了（再入居）時期が確認できる書類
③ 学年中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	当該学年末まで 但し、転居が最終学期終業式以降である場合、当該小学校又は中学校の次年度の学年末まで	・指定外・区域外就学願書
転居が小学校4年の最終学期終業式以降又は中学校1年の最終学期終業式以降である場合、卒業までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき	当該小学校又は中学校卒業まで（小学校から引き続き中学校へは許可しない） 次年度以降も引き続き希望する場合は年度毎に申請を要する	
④ 小学校の児童で、保護者の就労等により留守家庭児童となり、保護者不在時に本人の在宅が困難な場合で、保護者の勤務地の通学区域の小学校、又は、保護者に代わる親族の住所地の通学区域の小学校へ就学を希望するとき	当該年度末まで 次年度以降も引き続き希望する場合は年度毎に申請を要する	・指定外・区域外就学願書 ・勤務地又は事業所の所在を証明する書類 ・保育に欠ける旨の証明 ・家族全員の住民票の写し ・保護者に代わる親族の誓約書 ・その他、区長が必要と認める書類
⑤ 市外の児童生徒が大阪市立の小学校又は中学校の院内学級等に入級するとき	院内学級在籍中	・指定外・区域外就学願書
⑥ 通学区域外で本市が指定する小学校又は中学校の特別支援学級に就学するとき	特別支援学級在籍中	・指定外・区域外就学願書

上記の事項の他、国立、私立小学校又は中学校および市立咲くやこの花中学校へ就学する場合は、「指定学校外就学届」に入学を希望する学校の「入学許可書」を添えて、住所地の当該区役所窓口サービス課へ届け出る。

(2) 申請手続き

申請者は、事実を証明する書類を添え、当該学校の存する区役所窓口サービス課へ申請する。
区長は、許可基準に基づき、学校長と協議のうえ、指定外就学又は区域外就学の許可を決定する。

なお、区域外就学の許可を与える場合には、事前に学校教育法施行令9条第2項に基づく協議を、児童生徒の居住地の市町村教育委員会と行う。

(3) 標準処理期間

- ・指定外就学 1週間
- ・区域外就学 1週間（ただし、学校教育法施行令第9条第2項に基づく、住所地の教育委員会との協議に要する期間を除く）

2 教育委員会受付分

(1) 申請要件等

許可事項	許可期限	必要書類等
⑦ いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒の転校について、学校長が教育委員会と協議をする必要があると判断した場合	当該学年末まで 次年度以降も引き続き 必要な場合は年度毎に 申請を要する	・大阪市こども相談センター・カウンセラー等の意見書 ・その他、教育委員会が必要とする書類 ・（教育委員会で協議後） 指定外・区域外就学願書

(2) 申請方法

保護者は、在籍校の学校長に指定外就学について相談をする。

学校長が転校しか手段がないと判断した場合、学校長は「状況報告書」に上記必要書類を添付して教育委員会中学校教育担当（生活指導）へ申請する。

(3) 許可の協議

教育委員会は、学校長並びに教育相談機関の専門家の意見等を聴取し、指定外就学の適否について協議、その結果並びに受け入れ校を学校長に通知する。

(4) 区役所への手続き

教育委員会が指定外就学を許可した場合、保護者は、区役所窓口サービス課へ「指定外・区域外就学願書」を提出する。

調整区域一覧(平成24年4月現在)

区名	調整通学区域	指定校 (基本就学校)	調整校
北	天満1丁目26番	堀川小学校	滝川小学校
	中之島3丁目～6丁目	扇町小学校	西天満小学校 西船場小学校
		天満中学校	花乃井中学校
西	千代崎1丁目1番～3番、5番～14番、17番～26番 千代崎2丁目1番～6番、 7番(1号～4号、5号の一部、11号の一部、 12号、13号) 13番(1号～6号、7号の一部、12号の一部、 13号～16号) 14番(1号～6号、7号の一部、13号の一部、 14号～16号) 15番～21番、22番(1号～10号、11号の一部、 20号の一部、21号、22号) 千代崎3丁目 本田1丁目4番(16号の一部、17号～33号、34号の一部)	日吉小学校	九条東小学校
		堀江中学校	西中学校
西	南堀江4丁目21番(1号、2号の一部、11号の一部、12号～20号) 31番(1号、2号、18号の一部、19号～28号) 32番(1号～4号)	堀江小学校	日吉小学校
天王寺	東高津町10番(4号～7号、19号～21号) 11番(2号～4号、21号)	真田山小学校	味原小学校
東成	大今里1丁目1番～10番、15番～21番	東中本小学校	今里小学校
生野	勝山北4丁目10番(10号～30号)、14番(6号～8号) 5丁目10番(8号～16号)、11番(9号～15号、16号の一部) 12番(11号～38号)、13番～22番	御幸森小学校	舍利寺小学校
阿倍野	文の里4丁目	常盤小学校	苗代小学校
		文の里中学校	阿倍野中学校
住吉	南住吉1・4丁目	南住吉大空小学校	南住吉小学校
西成	玉出西1丁目11番～14番、18番～20番	成南中学校	玉出中学校
西成	玉出東1丁目1番～5番	岸里小学校	玉出小学校
		成南中学校	玉出中学校

区をまたがる通学区域一覧(平成24年4月現在)

◎ 指定通学区域

区	町名	指定通学校		
		区	小学校	中学校
浪速	幸町1～3丁目	西	日吉	堀江
鶴見	緑4丁目	旭	新森小路	旭東
西成	山王1～2丁目、3丁目1番～15番、16番(1～8号、9号の一部、16号の一部、17～29号)、17～21番	阿倍野	金塚	松虫
西成	天神ノ森1丁目12～19番	阿倍野	清明丘	阪南
西成	天神ノ森2丁目	阿倍野	晴明丘南	阪南

進学中学校が2校ある小学校一覧

区名	小学校名	中学校名
港区	市岡	市岡
		港南
生野区	舍利寺	大池
		生野
生野区	巽	巽
		新巽
旭区	大宮	旭陽
		今市
阿倍野区	苗代	昭和
		阿倍野
住吉区	苅田	我孫子
		東我孫子
住吉区	苅田北	我孫子
		東我孫子